

天童市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口構造については、平成27年国勢調査によると、年少人口の割合は調査開始以来過去最低の13.2%、老年人口は過去最高の27.7%となっており、少子高齢化の進行が顕在化している。人口は、近年ほぼ横ばいで推移しているが、人口の減少と少子高齢化は、今後、確実に進行するものと見込まれる。

本市の産業構造については、経済活動別市内総生産によると、製造業、サービス業、不動産業、卸売・小売業が全体の6割以上を占め、市内の産業の中心となっているほか、建設業、運輸業も高水準となっており、市内の産業を支える大きな役割を担っている。

現在、市内の中小企業は、少子高齢化等の影響による労働人口の減少や後継者不足等の課題に直面しており、現状のままでは、事業の縮小や休廃業を迫られる中小企業の増加が懸念される。

そのため、先端設備等の導入により生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、企業活動を活発化させ、若い世代の人材をはじめ、幅広い人材を惹きつける企業とすることが、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内の成長投資を促進して、生産、流通等の経済活動はもとより、地域の経済と雇用を支える中小企業の活性化による地域経済のさらなる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業、不動産業、卸売・小売業等と多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えており、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業圏域は、7つの工業団地を中心に全域にわたる。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業、不動産業、卸売・小売業等と多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、業種を問わず広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、生産プロセスの改善、新商品・新サービスの開発、業務効率化のためのIT導入など多岐にわたる。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としないものとする。
- ② 健全な地域経済の発展のため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないものとする。
- ③ 納税の円滑化及び公平性に配慮するため、市税の滞納がある場合には、先端設備等導入計画の認定の対象としないものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。